

長崎市景観形成助成金交付要綱

(平成2年3月30日 長崎市告示第85号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の定めるところにより長崎市景観条例（昭和63年長崎市条例第31号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づいて、すぐれた景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとするものに対し景観形成助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「すぐれた景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の権利を有する者で、景観重要建造物等の増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え、外観の色彩の変更又はその他の現状変更行為をしようとする者
- (2) その他景観の形成に著しく寄与する行為をしようとする者の中で、市長が特に必要と認める者

(助成額)

第3条 助成金の額は、別表の左欄に掲げる助成対象に応じて中欄に掲げる景観形成を図るうえで必要な経費に右欄に掲げる助成率を乗じて得た額（右欄に掲げる助成限度額以内とする。）を順次加えた合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

ただし、同一敷地内における助成は、1年度当たり1回限りとし、その額は300万円を限度とする。

(他の補助事業等との併用の禁止)

第4条 他の要綱等により補助を受けようとする者は、この要綱に基づく助成金の申請をすることができない。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定による補助金等交付申請書は、当該年度の10月31日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- 2 助成金の申請をしようとする者は、当該申請時に助成対象行為に係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち消費税法（昭和63年法律108号）第30条に規定する仕入れに係る消費税額として控除する。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1項第5号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費明細書
- (2) 配置図、立面図及び外構平面図
- (3) カラー写真

(助成の条件)

第7条 規則第5条第1項第4号の規定による条件は、助成事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、これを事業完了後5年間保管するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定による申請の取下げは補助金等交付決定通知書を受領した日から1月以内に市長に提出するものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第12条の規定による補助事業等実績報告書は、補助事業終了の日から1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

(実績報告書に添付すべき書類)

第10条 規則第12条第2号の規定による実績報告書に添付すべき書類は、完成後のカラー写真とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第11条 第5条第2項ただし書きの規定により助成金の交付申請をした交付対象者は、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを助成金の額から減額して実績報告をするとともに、仕入れに係る消費税等相当額報告書(第1号様式)により報告しなければならない。ただし、規則第12条に規定する実績報告書を提出した後において仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該金額の返還を命ずるものとする。

(事業完了後の提出書類)

第12条 助成金の交付を受けた者は、当助成金に係る対象事業の領収書の写しを、助成金の受領日から5日以内に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

助成対象	景観形成を図るうえで必要な経費	助成率 (助成限度額)
景観重要 建造物	基本設計及び実施設計に係る経費	3分の1 (100万円)
	建築物(門及び塀を除く。)の新築、増築、改築 又は大規模な修繕若しくは模様替えに係る工事 費のうち外観に係る経費	2分の1 (200万円)
	門及び塀の新築、増築、改築又は大規模な修繕若 しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る 経費	3分の1 (100万円)
	擁壁及び石垣の新築、増築、改築又は大規模な修 繕若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に 係る経費	3分の1 (200万円)
	建築設備の隠ぺいの工事費に係る経費	2分の1 (50万円)
	金網及びさくの新築、増築、改築又は大規模な修 繕若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に 係る経費	3分の1 (50万円)
	外観の過半にわたる色彩の変更に係る経費	2分の1 (100万円)
	景観重要建造物等と一体となり景観を形成する 樹木の植栽及び移植並びに空地の整備に係る経 費	2分の1 (30万円)
景観重要 樹木	剪定、病虫害の駆除等に係る経費	2分の1 (50万円)

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

助成対象事業者

住所

（所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

⑩

年 月 日付第 号をもって交付決定通知（又は確定通知）があった助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、長崎市景観形成助成金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 助成金額（市長が交付決定通知（又は確定通知）により通知した額） 円
- 2 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 助成金返還相当額（3－2） 円
- 5 仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳

※添付書類 市長が必要と認める書類